平成２２年（フ）第５１０号
沖縄県那覇市与儀２丁目８番29号
債務者　金城　秋也
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５６４号
沖縄県浦添市西原２丁目９番24号　丸新アパート103号室
債務者　山城　　実
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第９号
沖縄県那覇市泊１丁目36番地３サンエスビル４　４－Ｄ
債務者　座波ルミ子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３０７号
福島県いわき市小名浜岡小名字住ケ谷133番地の２　ベラカーサ住ヶ谷203
債務者　渡邊亜衣子（旧姓土岐）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１７４号
香川県坂出市西庄町1697番地23
債務者　石川　真人
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１８５号
香川県丸亀市塩屋町３丁目10番22号　ハマタニハイツ103号
債務者　松本　玄太
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１４０号
福岡県大牟田市黄金町２丁目12番地73　プレジール延命201号
債務者　吉田香津子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１４２号
福岡県大牟田市大字櫟野3128番地１
債務者　西村　優子（旧姓清田）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１４６号
福岡県大牟田市大字岩本2702番地４
債務者　西嶋　和美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第６０８号
長崎県長崎市油木町94番地22
債務者　石原　睦子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２３号
長崎県長崎市宝栄町８番15号
債務者　栗田　浩二
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３３号
長崎県長崎市ダイヤランド４丁目９番１－304号
債務者　福田　禎己
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
北海道苫小牧市美園町１丁目８番12号　クリスタルハウス２－302号
債務者　今野　　晃
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３１７号
北海道苫小牧市木場町３丁目１番８号、住民票上の住所札幌市東区北10条東９丁目３番29号　１－Ａ号
債務者　及川　　力
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第８８号
秋田県能代市大町３番２号　アーバンハイツ大町Ａ－102号
債務者　山田　　勲
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第９６９号
千葉県松戸市日暮２丁目14番地の15　サンピアイイヌマ102号
債務者　岡田　春美（旧姓法幸）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６号
千葉県流山市向小金２丁目263番地の４　南柏パークホームズウイングスクエア405
債務者　堀　三千代
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部